

福井市告示第198号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、本市の字の区域を変更したので、同条第2項の規定により、次のとおり告示する。

なお、この届出に係る字の区域の変更は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定による国土調査の成果の認証の日からその効力を生ずるものとする。

平成23年10月27日

福井市長 東 村 新 一

次の区域を中新田町4字東内島に編入する。

町	字	地 番
中新田町	4字 東向島	31の1 31の2 32から68まで 69 69 70から74まで 75 の1 75の2 76から78まで
これらの区域に隣接介在する道路である市有地の全部及び介在する水路である市有地の全部		